

日雇い派遣の緩和が焦点、派遣法の見直し議論

来年4月の「改正労働者派遣法」施行に向けた準備期間となる本年度ですが、その改正法の流れとは別に、厚生労働省は6月25日から「平成24年改正と平成27年改正（現行法）」に関する見直し議論を開始しました。派遣法を所管する労働政策審議会・労働力需給制度部会のテーブルで労使委員が意見をぶつけ合い、見直しのあり方を探ります。国会審議が必要となる法改正までは踏み込まず、労政審で改正できる政省令・指針の見直しを念頭に置く見通しです。議論の焦点は「日雇い（短期）派遣の例外規定の緩和」になる公算で、今後の動向が注目されます。

日雇い派遣の原則禁止が盛り込まれた平成24年改正については施行から6年半、政令26業務の廃止や教育訓練の義務化などを導入した平成27年改正からは3年半がそれぞれ経過しています。本来であれば、見直しは施行から3年で行われる予定でしたが、見直しに着手するタイミングで働き方改革や同一労働同一賃金に関連した大きな改正の動きにのみこまれ、現行法に関する議論は停滞していました。

これまでの間に積み残しとなっている主な課題としては、(1) 日雇い派遣の原則禁止のあり方、(2) 1年以内の離職者の派遣禁止に対する「適切な例外規定」の容認—などが挙げられます。労政審では、労働者側と使用者側がそれぞれの視点と問題意識から意見を出し合いますが、テーマの中心は上記の2点に絞られる模様です。

派遣法は国会で与野党対決法案になる傾向が強く、法案提出から成立まで3国会（約1年半）にまたがるのが繰り返されています。こうした事態を避け、見直し内容の実施にスピード感を持たせるには、国会審議を必要としない政省令改正にとどめるという手法があります。厚労省は現時点で、この方法が望ましいと考えています。このため、「日雇い派遣の原則禁止」そのものが撤廃される大きな議論へ進むことは難しいですが、政省令改正によって、現時点で禁止の例外となっている「業務と属性」の緩和は可能となります。

前号の『HIRAYAMA NEWS』で詳報しました通り、政府の規制改革推進会議は、6月に答申を安倍晋三首相に提出。その中に「副業・兼業、テレワークの推進」に関する意見書も盛り込まれました。そこには、日雇い派遣の緩和にも言及があり、「副業の雇用機会を広げるために、副業として行う場合の年収要件を見直すべきではないか」と提起してあります。具体的には、原則禁止の日雇い派遣で例外規定となっている「副業の場合は年収500万円以上の人」という基準を緩和するよう求めています。今回の議論によって、どこまで緩和するのか、あるいは現状維持とするのがポイントです。

改正障害者雇用促進法が成立

特例的な給付金制度や中小企業に対する優良認定制度の創設を盛り込んだ改正障害者雇用促進法が6月、参院本会議で可決・成立しました。来年4月までに順次施行となります。

改正議論は昨年暮れの労政審で本格化しましたが、その夏に発覚した政府や行政機関などによる障害者の雇用水増し問題が尾を引く中で展開され、国会上程後も衆参の審議で水増し問題に対する指摘が強くありました。

改正によって、公的機関では(1) 法律で国などの責務を明確化すると同時に、各機関自らが雇用状況を公表する、(2) 雇用の「質の確保」を図るため、計画策定に関する規定を法整備する、(3) 民間と同様に、雇用推進者や相談員の規定を法整備する、(4) 対象障害者の確認方法を法律で明確化する—などが法制化されました。

民間では(1) 短時間（週20時間未満）の場合は納付金を財源とする「特例的な給付金」を支給する、(2) 優良中小企業に対して認定制度を設ける—などが盛り込まれました。法案成立を受け、再び労政審を舞台に納付金や認定制度などの運用に関する政省令を決める方針です。

「副業の労働時間管理」を巡る議論、今夏に報告書

厚生労働省の有識者会議「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」は6月に第7回会合を開き、これまでの議論を踏まえた論点整理を行いました。政府が副業・兼業の促進を掲げる中、事業主が異なる際の労働時間管理や健康管理における新たな仕組みや課題などを検討。この日で議論は一巡し、今後は実効性のある方策を念頭に詰めの協議を続け、今夏をメドに報告書を取りまとめた考えです。

検討会は昨年7月に設置され、委員8人で構成。労働時間法制の改正経緯や現行制度を踏まえ、フランス・ドイツ・オランダの海外視察、関係団体や企業からのヒアリングを行ってきました。この検討会とは別ですが、政府の規制改革推進会議は6月の答申の中で、副業促進の立場から「労働時間の把握・通算を行う趣旨・目的を再定義し、労働時間の通算規定は同一事業主の範囲内でのみ適用し、他の事業主には適用しないこと」などの見直し提言をすでに打ち出しています。

検討会は(1) 健康管理について、(2) 上限規制について、(3) 割増賃金について—の3つの視点から現行制度の見直しの方向性を議論していますが、規制改革推進会議の具体的な提言が公表された直後だけに、どのような取りまとめを行うのが注目されます。

取材・文責 株式会社アドバンスニュース



製造請負優良適正事業者 第 2010001(03) 号
平成 28 年度厚生労働省受託事業
請負事業適正化・雇用管理改善推進事業
製造請負優良適正事業者認定制度

株式会社 平山 TEL:03-5783-3571 (代) <http://www.hirayamastaff.co.jp>
東京本社：〒108-0075 東京都港区港南 1-8-40 A-PLACE 品川 6 階

